

# 令和7年度 小島小学校PTA総会資料

- 1 期日 令和7年4月24日
- 2 日程 PTA総会 16:05～16:30

小島小学校PTA

# 会 順

- 1 開会
- 2 P T A会長挨拶及び役員紹介
- 3 校長挨拶及び学校職員紹介
- 4 議長選出
- 5 議事
  - (1) 令和6年度活動報告
  - (2) 令和6年度会計決算報告
  - (3) 令和6年度会計監査報告
  - (4) 令和6年度会計決算承認
  - (5) 令和7年度活動計画案
  - (6) 令和7年度会計予算案
  - (7) 令和7年度活動計画案及び予算案の承認
  - (8) 小島小学校個人情報取扱規定について
  - (9) 日本P T A全国協議会個人団体情報漏えい補償制度加入について
  - (10) 熊本県P T A共済加入について
  - (11) P T A会則変更について
- 6 議長解任
- 7 家庭教育学級紹介
- 8 閉会

## 令和7年度 小島小学校PTA執行部役員

役 職	氏 名		
会 長			
副会長(市P担当)			
副 会 長			
会 計			
庶務・書記			
監 査	<p>ここは、個人名ですの で、HPでは掲載をいたし ません。 ご了承ください。 執行部役員は、総会当 日に皆様の前でご挨拶 をさせていただきます。</p>		
広 報			
教 養 文 化			
保 健 体 育			
財 務 厚 生			
安 全 補 導			
地 区			
顧 問			
副会長(庶務)			
広 報			
教 養 文 化			
保 健 体 育			
財 務 厚 生			
安 全 補 導			
地 区			

小島小学校

事務室 職員室  
職員室  
F A X

329-0912  
329-7939  
311-4064

## 令和6年度 PTA行事活動報告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
全体	役員会 始業式(9) 入学式(11) 全国学力調査6年生(18) 授業参観、学級懇談会(19) 家庭訪問(22~25)	役員会 歓迎集会・遠足(1)	役員会 幼小中連携の日(7) 教育相談(11~)	役員会 水俣に学ぶひごっこ教室 5年生(2) 授業参観(4) 学級懇談会(4) 教育講演会(4) 廃品回収(6) 終業式(19)	役員会 始業式(29)	役員会	役員会 通知表渡し(1) 教育相談(4~) 廃品回収(5) 振替休業日(23) 運動会(26)	役員会 おしま祭(未定) 就学時健康診断(7) 6年生修学旅行 長崎市 (11~12) 地区別人権教育研修会(13) 熊本市学力テスト(21~22)	役員会 授業参観(6) 学級懇談会(6) 終業式(24)	役員会 始業式(8) 授業研究会一斉開催(30)	役員会 新入生説明会(14) 廃品回収(18) 授業参観(28) 学級懇談会(28)	役員会 卒業式(21) 修了式(24)	
市P関連	市P役員選考(5) 各専門委員会(18) 県P共済(P済) 説明会(24)	西区総会(11) 市P定期総会(25) 安全互助加入 災害見舞金加入	会計研修会(12)  松島会	合同研修会・定例会(1) 懇親会(9)  市Pバレー大会抽選(7~8月) 会報発行 西区理事会(18)	日P全国研修大会 (23、24) あいさつ運動(29) 西区研修会(30)	市Pバレー(1.7) 小島会場校	九P長崎大会(26.27)	あいさつ運動(1) 市P研究大会(2)  西区理事会(8)		あいさつ運動(8)  西区理事会(15)	西区研修会、交流会(1) 会長懇談会(15) 会報発行	新任会長・ 市P担研修会(14)  西区理事会(12)	
安全補導	春の交通安全運動 交通指導割り当て  交通指導 (第1、3月曜日)	交通指導	危険箇所点検 通学路の点検  交通指導	交通指導	立て看板補修・設置  交通指導	秋の交通安全運動  交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	下校時パトロール 交通指導には全員参加
広報		読み聞かせ撮影	読み聞かせ撮影	廃品回収撮影(6) 読み聞かせ撮影	あいさつ運動撮影(29)	市Pバレー撮影(2、3) 読み聞かせ撮影	読み聞かせ撮影  運動会撮影 廃品回収撮影(5)	読み聞かせ撮影  あいさつ運動撮影(1)		あいさつ運動撮影(8)	新聞発行 廃品回収撮影(18)		新聞発行を1回
保健体育			市Pバレー選手選考	市Pバレー大会抽選(7~8月) 市Pバレー練習		市Pバレー(2、3)	運動会準備・片付け						
教養文化・家庭教育	(年間計画作成)	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ		読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ					
家庭教育				教育講習会 おもしろ理科教室 SNSトラブル防止 啓発の講演会 授業参観後開催(4)				教育講習会 防災学習 ペットボトルビザ作り ×レノオーム参加 (6)					年2回7月、11月に 講座を開催できた。
財務厚生				廃品回収(6)			廃品回収(5) 愛校作業				廃品回収(1)		
地区委員							会長推薦アンケート(10) 運動会(26) テント張りの連絡	選考委員会開催(6)	選考委員会開催(11)				町内・地区への連絡伝達
学校関連	始業式(9) 入学式(11) 全国学力調査6年生(18) 授業参観、学級懇談会(19) 家庭訪問(22~25)	歓迎集会・遠足(1)	幼小中連携の日(7) 教育相談(11~)	水俣に学ぶひごっこ教室 5年生(2) 授業参観(4) 学級懇談会(4) 教育講演会(4) 終業式(19)	始業式(29)		通知表渡し(1) 教育相談(4~) 振替休業日(23) 運動会(26)	就学時健康診断(7) 6年生修学旅行 長崎市 (11~12) 地区別人権教育研修会(13) 熊本市学力テスト(21~22)	授業参観(6) 学級懇談会(6) 終業式(24)	始業式(8) 授業研究会一斉開催(30)	新入生説明会(14) 授業参観(28) 学級懇談会(28)	卒業式(21) 修了式(24)	

# 令和6年度 小島小学校PTA 会計監査報告書

## 収入の部

	一般会計	特別会計	特別基金
前年度繰越金	912,380	501,520	1,137,276
会費収入	767,200	0	0
廃品回収	186,884		
小島祭	195,184		
利息	407	62	522
合計	2,062,055	501,582	1,137,798

## 支出の部

	一般会計	特別会計	特別基金
年間支出	860,278		0
合計	860,278		0

## 収支差・通帳残高

	一般会計	特別会計	特別基金
収支差	1,703,359		1,137,798
通帳残高	126,273	803	1,137,798
使途不明金	1,576,283		0

## 監査結果

通帳残高においては、会計決算の通りです。しかし、令和6年度会計において、1,576,283円の使途不明金があり、明らかな不正が認められます。

支出においては一般会計、特別会計の区分けなく支出が行われているため、それぞれの収支を単体で確認することができません。帳簿もなく、通帳に出金理由が記載されていない、若しくは理由が不明瞭であり、領収書との突合もできません。

早急に実効性のある不正防止対策を実施し、次年度以降 会計の透明性を担保する必要があります。

令和7年4月11日

会計監査 米澤 美喜



会計監査 後藤 のぞみ



令和7年度 PTA行事活動計画(案)

※計画(案)のため、変更となることもございます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
全体	役員会 始業式(9) 入学式(11) 学級懇談会(24) 授業参観(24) 歓迎集会・遠足(28) 家庭訪問(22.23.25)	役員会	役員会 幼小中連携の日(5) 水俣に学ぶひごっこ教室(24) 教育相談(10~13)	役員会 授業参観(4) 学級懇談会(4) 廃品回収(5) 終業式(18) 教育相談 7/28~8/1	役員会 始業式(29)	役員会	役員会 通知表渡し(未定) 教育相談(1~7) 廃品回収(18) 運動会振替休業日(22) 運動会(25)	役員会 おしま祭(未定) 就学時健康診断(6) 地区別人権教育研修会(12) 熊本市学カテスト(19~20) 6年生修学旅行(25~26)	役員会 授業参観(12) 学級懇談会(12) 終業式(24)	役員会 始業式(8) 幼小中連携の日(27) 小一斉授業の日(29)	役員会 新入生説明会(13) 廃品回収(7) 授業参観(20) 学級懇談会(20)	役員会 おわかれ遠足(5) 6年生修了式(18) 卒業式(19) 修了式(24)	
市P関連	市P役員選考(4) 各専門委員会(16) 県P共済(P済) 説明会(23) 西区理事会(未定)	西区総会(10) 市P定期総会(24) 安全互助加入 災害見舞金加入	会計研修会(11) 単P会長・市P担副会長(28) 松島会(未定)	市Pバレー大会抽選(7~8月) 会報発行 西区理事会(未定)	日P全国研修大会 (22・23) あいさつ運動(29)		市Pバレー(4・5) 小島小会場校 九P福岡大会(18・19) 西区理事会(未定)	市P研究大会(3) 教育文化フォーラム(8)		あいさつ運動(8) 西区理事会(未定)	西区研修会(7) 西区交流会(7) 会長懇談会(14)	新任会長・ 市P担研修会(13) 西区理事会(未定)	
安全補導	春の交通安全運動 交通指導割り当て 交通指導 (第1、3月曜日)	交通指導	危険箇所点検 通学路の点検 交通指導	交通指導	立て看板補修・設置 交通指導	秋の交通安全運動 交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	交通指導	下校時パトロール 交通指導には全員参加 新聞発行を2回
広報		坪井川クリーン大作戦 撮影	読み聞かせ	廃品回収撮影(5) 読み聞かせ 市Pバレー選手選考	あいさつ運動撮影(29) 市Pバレー大会抽選(7~8月) 市Pバレー練習	読み聞かせ 新聞発行	市Pバレー撮影(4・5) 読み聞かせ 運動会撮影(25) 廃品回収撮影(18) 運動会準備・片付け 市Pバレー(4・5)	坪井川クリーン大作戦 撮影 あいさつ運動撮影 おしま祭撮影 読み聞かせ	読み聞かせ	あいさつ運動撮影(8)	新聞発行 廃品回収撮影(7)		各委員会とも連携・ 協力して誌面作成する
保健体育													
教養文化・家庭教育	(年間計画作成)		読み聞かせ	読み聞かせ		読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ				年1~3回家庭教育学 級を企画・開催
財務厚生				廃品回収(5)			廃品回収(18) 愛校作業				廃品回収(7)		
地区委員							運動会 テント張りの連絡 選考委員会開催(10~12月)						町内・地区への連絡伝達
学校関連	始業式(9) 入学式(11) 授業参観(24) 学級懇談会(24) 歓迎集会・遠足(28) 家庭訪問(22.23.25)		幼小中連携の日(5) 水俣に学ぶひごっこ教室(24) 教育相談(10~13)	授業参観(4) 学級懇談会(4) 終業式(18) 教育相談 7/28~8/1	始業式(29)		通知表渡し(未定) 教育相談(1~7) 廃品回収(18) 運動会振替休業日(22) 運動会(25)	就学時健康診断(6) 地区別人権教育研修会(12) 熊本市学カテスト(19~20) 6年生修学旅行(25~26)	授業参観(12) 学級懇談会(12) 終業式(24)	始業式(8) 幼小中連携の日(27) 小一斉授業の日(29)	新入生説明会(13) 授業参観(20) 学級懇談会(20)	おわかれ遠足(5) 6年生修了式(18) 卒業式(19) 修了式(24)	

# 令和7年度 小島小学校PTA一般会計予算(案)

単位：円

## 【収入の部】

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要
前年度繰越金	1,204,985	912,380	1,126,273	
会費収入	1,053,000	767,200	432,000	5,400 * 80世帯 (30%) = 432,000
特別基金取崩し				
雑収入	10	407		利息
合計	2,257,995	1,679,987	1,558,273	

## 【支出の部】

項目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	摘要	
運営費	会議費	10,000	0	役員会・選考委員会等のお茶代等	
	渉外費	180,000	150,000	市P会議・校区諸団体の参加費、謝礼、御樽	
	消耗品費	110,000	110,000	小学校へ80,000、事務用品代等	
	交通費	20,000	10,000	会議・研修等の交通費、駐車料金	
	通信費	1,000	0	切手代、葉書代等	
	小計	321,000	-	270,000	
活動費	広報活動費	10,000	10,000	新聞発行費、事務用品代等	
	教養活動費	10,000	0	読み聞かせ・講師謝礼、事務用品代等	
	保体活動費	50,000	10,000	市Pバレー参加費、事務用品代等	
	財務活動費	5,000	0	事務用品代等、廃品回収は特別会計へ	
	安全活動費	10,000	0	パトロール用品、自転車点検費、事務用品代等	
	行事費	370,000	350,000	入卒業・退任式花代、万十代、駐車場謝礼、駐車場整理シルバー人材費用	
	プール開放会計へ	0	0	0	プール開放会計へ補填
	小計	455,000	-	370,000	
その他	負担金	70,000	70,000	西区理事、熊本市PTA協議会、青少年育成協議会	
	保険料	20,000	15,000	賠償責任保険料	
	手数料	3,000	3,000	振込手数料、払込手数料等	
	慶弔費	20,000	0	慶弔に関する贈答品、見舞金、香典等	
	行事運営費へ	400,000	300,000		
	特別基金積立		100,000		
	予備費	100,000	430,273	予見し難い予算の不足に充てるための費用	
小計	613,000	-	918,273		
合計	1,389,000	-	1,558,273		

次年度繰越金		126,273	0	
--------	--	---------	---	--

## 熊本市立小島小学校PTA個人情報取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の取り扱いについて熊本市立小島小学校PTA（以下「本会」という）の遵守すべき義務を定めることにより、本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

#### (2) 個人情報データベース

特定の個人情報について、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

#### (3) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

### (責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、あらゆるPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

### (取扱者)

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員・各委員会委員長とする。

### (秘密保持義務・漏洩防止)

第6条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2 個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告するものとする。

### (取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合にはこの限りではない。

### (利用目的)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) PTA会費、共済掛金等の集金業務、管理業務
- (2) 文書の送付ないし配布
- (3) 役員・会計監査・会員・各委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに役員等の選考活動、その他のPTA活動

### (利用目的による制限)



第9条 本会はあらかじめ会員の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、本会会長に書面で提出された次の事項に限定する。

- (1) 会員氏名
- (2) 児童・生徒氏名
- (3) 所属年組番号
- (4) 電話番号
- (5) 電子メール

(管理)

第11条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 本会は、情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全の管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、管理者の立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄又は削除する。

(保管および持ち出し等)

第12条 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、USBメモリなどにより持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第13条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 本会は、個人情報を第三者（第13条1号から4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(研修)

第16条 本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、必要な研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 苦情対応の責任者は、会長とする。

附則 本規程（ないし規則）は、令和4年4月21日より施行する。

## 熊本県 PTA 共済について

PTA 活動、部活動、学校行事など諸々な教育活動中に発生した災害について、その被災者に共済金を給付し、これによって PTA 活動や学校教育の円滑な運営を図ることを目的としているものです。児童生徒等や指導者向けの P 災コース、保護者や PTA 活動支援者向けの安互コースがあり、単位 PTA でまとめて加入できます。PTA 共済加入は強制ではありませんが、本校では PTA 会員全員加入を目指し、安心、円滑な活動を行いたいと考えています。

PTA 共済・P 災コース	・・・・・・・・・・	生徒 1 名	500 円
PTA 共済・安互コース (PTA 会員のみ)	・・・	保護者 1 家庭	150 円

※その他、共済金の額、共済金の給付される場合等詳細については、別途配布しました「熊本県 PTA 共済のご案内」をご覧ください。

P災コース 97%  
(児童・生徒)加入率 約  
R4年度県内加入者  
(約184,000名)

安互コース 96%  
(保護者)加入率 約  
R4年度県内加入者  
(約145,000名)

# 熊本県PTA共済

こんな時、  
安心です!

▼給付について  
「たとえばこんなときに…」



登下校中で

事故によるけがなどにあつたとき  
助けとなるのがPTA共済です

学校で、部活動で

PTA活動で

## P災コース

小中学校の児童生徒.....500円(年額)  
高等学校の生徒.....800円(年額)  
部活動指導者.....500円(年額)

## 安互コース

PTA会員(保護者・教職員等) ... 150円(年額)  
PTA活動の指導者・支援者 ..... 150円(年額)

給付対象となるのは以下の通りです

### P災コース 児童・生徒

- PTA活動に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- 学校での事故によるけが・急性の疾病のうち障害が残るもの・死亡に至ったもの、交通事故、歯科保険外治療が必要なもの

### 安互コース 保護者(PTA会員)

- PTA活動に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)
- 学校行事に参加中の事故によるけが・急性の疾病(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

詳しくはホームページをご覧ください

★手続きは各学校PTA共済担当者へご連絡ください。

(財)熊本県PTA教育振興財団 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F

熊本県PTA共済

検索



ホームページ

一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団  
**令和7年度 熊本県PTA共済のご案内**

～ ひとりみんなのために みんなはひとりのために ～

熊本県の児童生徒等、PTA会員（保護者、教職員）、部活動指導者、PTA活動支援者のための災害共済です。

学校で、部活動で、PTA活動で、登下校中に、などの場面で事故に遭った場合の助けとなるのが、熊本県PTA共済です。児童生徒向けの「P災コース」、PTA会員向けの「安互コース」があり、活動中や往復中の死亡・後遺障害・負傷・急性の疾病・交通事故などに対応しています。児童生徒等の皆さんの学校管理下での負傷・急性の疾病は適用外ですが、死亡・後遺障害・交通事故・歯の保険外治療には適用され、学校管理外の教育活動中の事故については、負傷・急性の疾病も含めて本共済からの共済金の給付を受けることができます。

保護者の皆さん（PTA会員）については、PTA活動に加えて学校行事への参加や部活動の支援の際の被災にも対応しています。

**1. 共済掛金の額**（令和7年度・年額）

**P災コース**

区 分	金額
小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500 円
高等学校・高等専門学校生徒等	800 円
学校管理下部活動等の指導者 (PTA教職員会員、外部指導者)	500 円

**安互コース**

PTA会員（保護者会員・1 家庭）	150 円
PTA会員（教職員会員・1 名）	150 円
PTA準会員・事務職、活動指導者（1 名）	150 円

**2. 共済に加入するには・・・**

加入等の手続きは、児童生徒等の在籍する学校の単位PTAを通して行います。加入ご希望の方は、単位PTAに加入申込書と規定の共済掛金を提出してください。下記の加入申込書をご使用いただけますが、各PTAで作られている加入申込書などを使用していただくこともありますので、PTAからのご案内をご覧ください。

(注) 本共済の契約者は、各学校の単位PTAとなります。単位PTAで本共済への加入が決定されている場合に、本共済へのご加入が可能となります。

**熊本県PTA共済**

**加入申込書**

PTA会長 様

令和7年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申し込みます。

令和 年 月 日

加入申込者 氏名（児童生徒の場合は保護者）

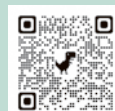
被共済者（加入者）

\* 氏名欄が不足する場合は別紙を添付してください。

コース	学年	組	番号	氏 名
P災コース (当PTAの所属する学校に在籍するご家庭の児童生徒等について、共済に加入する方全員をご記入ください)	年	組	番	
	年	組	番	
	年	組	番	
	年	組	番	
	年	組	番	
安互コース	加入する		加入しない	

\* 安互コースについては、「加入する」、「加入しない」のうち該当するものを ○ で囲んでください。

熊本県PTA共済に関するご質問等は・・・一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団の共済担当まで  
 電話：096-278-8811 フリーダイヤル：0800-200-5553 FAX：096-223-7117  
 HP：https://www.kumamoto-psai.net/ 電話受付時間：9：00～17：00（月～金）



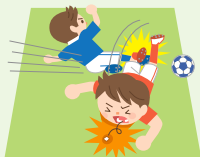


### 3. 共済金給付の例

高校生が、部活動中に落下による頸髄損傷で、まひ状態になった場合（学校管理下）

（P災コース・後遺障害共済金）

中学生が、部活動中に打撲により前歯が2本破折したため、保険外治療が必要になった場合（学校管理下）



（P災コース・歯科特別共済金）

小学生が、夏休みプール開放参加中にプールサイドで転倒し負傷した場合（P T A活動）

（P災コース・負傷共済金）

高校生が、県内での部活動練習試合に参加中に骨折した場合（P T A会長承認）

（P災コース・負傷共済金）

高校生が、県外での部活動練習試合に参加した帰りに部所有のマイクロバス乗車中に交通事故に遭った場合（P T A会長承認）

（P災コース・交通事故負傷共済金）

中学生が、自転車通学中（学校の許可有り）に、左折車に巻き込まれ、負傷した場合（学校管理下）

（P災コース・交通事故負傷共済金）

中学校の部活動外部指導者が、部活動指導中に転倒し、捻挫した場合（P災コース・負傷共済金）

高校生が、学校の昼休み時間に、急性心不全で死亡した場合（学校管理下）

（P災コース・特別共済金）

部活動指導者である小学校のP T A教職員会員が、P T A主催のミニバレーボール大会の練習中にアキレス腱を断裂した場合（P T A活動）



（P災コース・負傷共済金）

P T A保護者会員が、小学校の運動会の片付け作業中に、テントの金属部分に指を挟まれて負傷した場合（P T A活動）



（安互コース・負傷共済金）

P T A保護者会員が、夫婦で小学校運動会の綱引きに参加し、二人とも転倒して負傷した場合（学校行事）（夫婦ともに給付）

（安互コース・負傷共済金）

P T A地域清掃活動に参加した共催の地域老人会会員（予め安互コースに加入した支援者）が、蜂に刺された場合（P T A活動）

（安互コース・負傷共済金）

入学式に、生徒の保護者が両親とも出席できなかったため、代理として出席した祖母が、学校の階段から転落して骨折した場合（学校行事・保護者代理）

（安互コース・負傷共済金）

P T A会長が、市教育委員会主催の研修会に参加した際、帰路で交通事故にあった場合（P T A活動）

（安互コース・交通事故負傷共済金）

中体連主催の試合に出る中学生を会場まで自家用車で送った際に、信号待ちで停車中に追突され、運転していた母親が負傷した場合（学校管理下）



（安互コース・交通事故負傷共済金）

小学校の授業参観に参加した保護者が、校内の階段から転落して骨折した場合（学校行事）

（安互コース・負傷共済金）

学校で開催された部活動練習試合で、駐車場案内をしていた保護者が、急性心不全で死亡した場合（P T A会長承認）

（安互コース・特別共済金）

学校美化作業中に、眼を負傷し、片眼の視力が著しく低下した場合（P T A活動）

（安互コース・後遺障害共済金）

## 4. 共済金の額 (死亡、後遺障害、負傷)

P 災 コ ー ス	死 亡	学校教育外	3,000 万円
		学校管理下	1,500 万円
		交通 事故	500 万円
		特 別	最高 600 万円
	後遺障害 (1～14 級)	学校教育外	最高 3,000 万円
		学校管理下	最高 1,500 万円
		交通 事故	最高 500 万円
	負 傷	学校教育外	最高 100 万円
		交通 事故	3 万円・5 万円
歯 科 特 別		規定額	
安 互 コ ー ス	死 亡	活 動 中	500 万円
		交通 事故	100 万円
		特 別	最高 300 万円
	後遺障害 (1～14 級)	活 動 中	最高 500 万円
		交通 事故	最高 100 万円
	負 傷	活 動 中	最高 30 万円
		交通 事故	3 万円・5 万円
		歯 科 特 別	規定額

被災した場合、死亡の翌日、後遺障害の確定の翌日、負傷等の治癒の翌日から共済金の給付申請をすることができます。給付申請権の発生したあと3年を経過すると時効となり、以後は給付を受けることができませんのでご注意ください。

## 5. 共済加入についてのご注意

- (1) 共済期間は1年間（4月1日～翌年の3月31日）ですので、年度ごとに加入手続きが必要になります。（単位PTA等からの案内をご覧ください）
- (2) 年度途中での加入も可能です。ただし共済期間は、本財団指定の金融機関への共済掛金納入の翌日から当該年度末までとなります。
- (3) 共済期間が1年間である場合は、入学式前や卒業式後においても、共済期間中であれば、当該年度に所属する学校・学級等やPTAの活動における被災については、共済の対象となります。

## 6. 共済契約上のご注意

- (1) 共済期間を1年間（4月1日～翌年3月31日）とするためには、前年度あるいは共済期間開始前に単位PTAによる加入予定申し込みをお済ませください。
- (2) 単位PTAによる正規の共済契約は、共済期間開始後、当該年度の6月30日までにお済

ませください。（指定金融機関への加入者分の共済掛金の納入をしてください）

- (3) 単位PTAでは、共済加入ご希望の方から共済加入申込書の提出を受け、これを保管してください。（被災した場合に、加入確認のため必要になることがあります）
- (4) 共済期間中に転出入のある場合は、単位PTAより本財団までご連絡ください。熊本県外に転出されると、転出者についてはその後の被災は共済の対象となりません。またこの場合、加入者からの請求により共済掛金の一部が返還される場合があります。

## 7. 共済金が給付されないのは・・・

- (1) 加入していない場合
- (2) 共済期間外に発生した災害である場合
- (3) 公共交通機関を利用中の災害である場合（航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等、料金を支払うもの）
- (4) 事故等の原因が加入者の故意による場合、または故意による犯罪行為の場合（無免許、飲酒、自殺など）
- (5) 公務災害や労働災害の適用を受ける場合
- (6) 地震、噴火またはそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- (7) 妊娠・出産が原因となる場合、食中毒
- (8) 日本国外での災害
- (9) 災害発生から2年を経過した後に事故等の報告がなされた場合
- (10) 活動場所への往復に主催者の許可なく電動キックボード、ローラースケート、キックボードなどを使用した場合

## 8. 被災したら・・・

- (1) なるべく早く医療機関を受診し、単位PTAを通して、事故報告を行います。（被災者から単位PTAへの報告は事故の発生から30日以内）
- (2) 共済金給付は1事故につき1回のみです。治療途中で給付を受けた場合は、その後の追加の給付はありません。また、共済金給付は診療実日数180日を限度とします。





## 9. 共済金給付の対象となる活動

### P 災コース

<b>1. 学校教育外</b>
(1) 単位P T Aが主催または共催する児童生徒等の活動（P T A会長名で案内）
(2) 単位P T Aが主催または共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの
(3) 単位P T Aの主催または共催する活動ではないが、部活動、学級、学年、学校単位など団体で参加するもので事前にP T A会長が承認したもの
(4) 学校管理下ではないが、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前にP T A会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位で参加するもの）
(5) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>2. 学校管理下（児童生徒等、負傷は対象外）</b>
(1) 教育課程に基づいて実施される諸活動 授業中、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事）
(2) 教育課程外の教育活動 部活動、休憩時間中などでの活動
(3) 指導者においては、部活動指導中（公務災害等に該当する場合を除く）
(4) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>3. 交通事故（公共交通機関利用中は対象外）</b>
(1) 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）
(2) 校長またはP T A会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）

### 安互コース

<b>1. 単位P T Aの活動</b>
単位P T Aが主催または共催する活動（P T A会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
② 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、校外指導等

③ 単位P T Aを代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
④ 単位P T A会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>2. 郡市区町村P T A団体の活動</b>
郡市区町村等のP T A連合会等の団体が主催または共催する活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
② 各種研修会、スポーツ・レクリエーション大会等への参加
③ 郡市区町村P T A団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
④ 郡市区町村P T A団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>3. 熊本県・熊本市・九州・全国のP T A団体等の活動</b>
熊本県や熊本市のP T A団体の規約で規定された活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
① 総会、役員会、理事会、委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
② 各種研修会等への参加（九州や全国のP T A団体のP T A研究大会等）
③ 熊本県や熊本市のP T A団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
④ 熊本県や熊本市のP T A団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務、他県の視察など）
⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>4. 学校行事など（P T A保護者会員）</b>
① 単位P T Aが所属する学校の行事、市区町村等の教育委員会等の行政機関が実施するP T Aに関する事業への参加
② これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）
<b>5. 交通事故（公共交通機関利用中の交通事故は対象外）</b>
① 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）
② 校長またはP T A会長の承認により自校の児童生等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）

# 熊本市立小島小学校 P T A 会 則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、熊本市立小島小学校 P T A（以下本会という）と称する非営利の任意加入団体であり、事務所を小島小学校（以下本校という）内におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が相協力して学校、家庭及び社会における児童の福祉増進を図ると共に民主教育の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的をもとに活動している任意加入団体であるとともに会員相互の協力を得て活動している団体であることを自覚し、以下の点を遵守しなければならない。

- (1) 会員相互の親睦と研修を重ね、教養を高めると共に家庭教育の向上に努める。
- (2) 学校、家庭及び社会における児童の生活を保護指導し健康と安全を守ることに努める。
- (3) 教育振興のため、学校と協力し教育環境の整備充実に努める。
- (4) 関係団体との連携協力を深め、会の振興に努める。
- (5) 児童を対象とする活動については、その保護者が会員であるか否かにかかわらず、児童の対応にいかなる差も設けない。
- (6) 保護者及び教職員に対し、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制であると受け取られないような運営を心がける。
- (7) その他、本会の目的を達成するため必要な事項処理に努める。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、次の方針にもとづいて学校教育に協力する。

- (1) 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (2) 本会は、営利を目的とせず、政党・党派に関与しない。
- (3) 本会は、教育に関して意見を具申し、参考資料を提供することはできるが、学校の経営、人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員のうち、本会に加入の意志を示し、かつ、会費を納入したものとす。
- (2) (1) の会員のうち、本会に加入の意志を示したにも関わらず、令和 4 年度以降の年度において会費未納入の者については、翌年度の会員の資格を有しない。



## 第 5 章 役員及びその選出

本会の役員は、本校に在籍する **P T A 会員**のうちから、次のとおり選出する。  
また会長は学校長を顧問、教頭を副会長にそれぞれ任命することができる。

### 第6条

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 会 長     | 1名                              |
| (2) 副会長     | 6名以内 (1名は教頭、残りは保護者とし、うち1名は市P担当) |
| (3) 監 査     | 2名以内                            |
| (4) 庶 務・書 記 | 2名以内                            |
| (5) 会 計     | 2名以内                            |
| (6) 各専門委員長  | 若干名                             |
| (7) 顧 問     | 若干名(学校長、他)                      |

本会の会長、副会長、監査、各専門委員長、顧問の任期は1か年とし、庶務・書記、会計については2か年とする。ただし、再選は妨げない。欠員が生じたときは補充し、その任期は、前任者の残余期間とする。

### 第7条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める役員は、選考委員会規則にもとづき選考された後、総会の承認を得なければならない。但し、第7号に規定する顧問を除く。
- (2) 顧問は、学校長の他は会長が委嘱する。

## 第 6 章 役員の仕事

### 第8条 役員の仕事は、下記のとおりにする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会務を代行する。
- (3) 監査は、会計事務を監査し、総会に報告する。
- (4) 庶務・書記は、諸会合等の連絡・進行・記録等をつかさどり、P T A活動の記録並びに整理に当たる。
- (5) 会計は、会計の事務を処理し、監査を経て、年次総会に決算を報告し、また、役員会を経て予算案を報告する。
- (6) 各専門委員長は、それぞれの専門委員会を運営し、求められた場合、役員会・総会等において、その運営状態の報告をしなければならない。
- (7) 顧問は、本会の全般にわたり相談に応ずる。

## 第 7 章 機 関

### 第9条 本会につきの機関をおく。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 総 会   | (2) 運営委員会 |
| (3) 役員会   | (4) 学年委員会 |
| (5) 地区委員会 | (6) 専門委員会 |
| (7) 選考委員会 | (8) 特別委員会 |

### 第10条 総会等の議決は、会員の過半数の同意を必要とする。

### 第11条 年次総会は、原則として年1回、5月中旬までに開催し、次の事項を審議決定する。

ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1) 予算、決算の承認
- (2) 役員承認
- (3) 規約の制定、改廃
- (4) その他重要事項

- 第12条 役員会は、会長、副会長、監査、庶務・書記、会計、各関係専門委員長、顧問をもって構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。
- 第13条 運営委員会は、会長、副会長、監査、庶務・書記、会計、各関係専門委員長、顧問及び学級の委員、地区選出の委員、顧問教職員をもって構成し、次の任務を行う。
- (1) 総会議案の審議ならびに総会運営
  - (2) 各委員会提出案件の審議及び行事調整
  - (3) 予算の更正、臨時徴収金の審議
  - (4) 補充役員の選出
  - (5) 緊急事項の処理
  - (6) その他必要事項
- 第14条 各学年委員会は、各学級の全員（欠席者は委任状を提出する）によって、互選された学級の委員と学級担任をもって構成し、学級の委員の互選によって、正副委員長を選出する。  
尚、各委員はPTA会員でなくとも選出可能とする。
- 第15条 各学年委員会は、学年委員長と学年の委員が協議のうえ招集し、学校教育に関する理解を深めるとともに各学級、各学年の運営に協力し、学級学年及び他学年間の諸問題を処理する。学級の委員は、保健体育、広報、教養文化及び学級長にそれぞれ所属する。  
尚、各委員はPTA会員でなくとも選出可能とする。
- 第16条 専門委員会は、安全補導、財務厚生、保健体育、広報、教養文化の5委員会と、各地区委員、各学級委員及び学校職員若干名により構成する。
- (1) 安全補導、財務厚生は、各町内から2名選出する。  
（但し、諸事情により、人数の変更がある場合は、執行部に一任する。）
  - (2) 専門委員会はつぎの活動を行う。
    - ① 安全補導委員会は、地域における児童の生活指導を徹底し、交通事故の防止に万全を期する。
    - ② 財務厚生委員会は、予算、資金の調達及び児童や会員の福利厚生を図り、学校緑化（校内環境）を推進する。
    - ③ 保健体育委員会は、児童及び会員の健康増進を図る。
    - ④ 広報委員会は、会員、児童の広報活動を図る。
    - ⑤ 教養文化委員会は、会員の文化、教養を高め、児童の文化活動を推進する。尚、①から⑤の各委員はPTA会員でなくとも選出可能とする。
- 第17条 地区委員は、地区毎に互選された2～3名の委員及び地区担当教職員によって構成し、選考委員を兼ねる。（但し、諸事情により、人数の変更がある場合は、執行部に一任する。）  
また、学校、PTAからの連絡事項を、保護者に連絡しとりまとめる。
- 第18条 特別委員会は、必要に応じ運営委員会の委嘱によって組織され、特定事項を処理する。  
正副委員長は会長が委嘱する。任期が終われば、委員会を解く。
- 第19条 各機関の構成人数について、不均衡が生じる場合は会長が調整することができる。  
また、第12条から第18条に規定する役員会、各種委員会に陪席したい旨の要望がある場合には、会長が判断し当該陪席について許可することができる。

## 第 8 章 会 計

第20条 本会の運営は、会費、事業収益及び寄付金をもってあてる。

第21条 本会の会費は、一世帯あたり450円（月額）とする。  
1年分を一括で決められた期限に徴収する。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

- ・ 本会則は、昭和56年4月1日より発効、実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、平成7年5月6日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、平成19年4月27日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、平成22年4月30日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、平成24年3月2日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、平成26年4月25日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、平成29年4月29日から実施する。
- 改正内容：松尾3校統合により5章-第6条、副会長、総務、庶務人数変更
- ・ 本会則の改正の発効は、平成30年4月27日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、令和2年6月25日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、令和3年4月26日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、令和4年4月21日から実施する。
  - ・ 本会則の改正の発効は、令和5年4月21日から実施する。
  - ・ **本会則の改正の発効は 令和7年4月24日から実施する。**

## 選考委員会規則

- 第1条 選考委員会は、次年度のPTA会則第6条に規定する役員を選考し、総会に報告する。  
但し、顧問を除く。
- 第2条 選考委員は、各地区委員、学校教師代表若干名をもって構成し、  
互選によって正・副委員長を選出する。
- 第3条 選考委員は、適任者を求めて選考委員会に報告する。
- 第4条 委員会は、候補者について選考し、委員の互選によって選出した交渉委員(教職員を含む)が、  
候補者の承諾を得て総会に報告する。選考にあたり必要と認めるときは、  
選考委員会は現役員に協力を求めることができる。
- 第5条 選考委員は、1月に選出し、2月までに選考を終わって、総会に報告する。  
任務を終われば、委員会は解散する。

## 慶弔規定

会員に慶弔があったときは、つぎにより慶弔金を贈与する。

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 1 会員死亡香典料(会則第5条に規定する会員) ..... | 10,000円 |
| 2 児童死亡香典料(本校に在籍する児童) .....    | 10,000円 |
| 3 病氣見舞 .....                  | 5,000円  |
- (病氣見舞の対象者は、役員会において審議する)
- 4 その他の香典料及び祝い金は、役員会において審議する。

(令和7年度改正)

## 熊本市立小島小学校 PTA 会則 新旧対照表

新（新会則）	旧（現行会則）	備考欄
<b>第 5 章 役員及びその選出</b>	<b>第 5 章 役員及びその選出</b>	
<p>本会の役員は、本校に在籍する <b>PTA 会員</b>のうちから、次のとおり選出する。また会長は学校長を顧問、教頭を副会長にそれぞれ任命することができる。</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>本会の役員は、本校に在籍する児童の保護者のうちから、次のとおり選出する。また会長は学校長を顧問、教頭を副会長にそれぞれ任命することができる。</p> <p>第6条 （略）</p>	（変更）
<b>第 7 章 機 関</b>	<b>第 7 章 機 関</b>	
<p>第9条～第13条 （略）</p> <p>第14条 各学年委員会は、各学級の全員（欠席者は委任状を提出する）によって、互選された学級の委員と学級担任をもって構成し、学級の委員の互選によって、正副委員長を選出する。</p> <p style="color: red;">尚、各委員はPTA会員でなくとも選出可能とする。</p>	<p>第9条～第13条 （略）</p> <p>第14条 各学年委員会は、各学級の全員（欠席者は委任状を提出する）によって、互選された学級の委員と学級担任をもって構成し、学級の委員の互選によって、正副委員長を選出する。</p>	（略）
<p>第15条 各学年委員会は、学年委員長と学年の委員が協議のうえ招集し、学校教育に関する理解を深めるとともに各学級、各学年の運営に協力し、学級学年及び他学年間の諸問題を処理する。学級の委員は、保健体育、広報、教養文化及び学級長にそれぞれ所属する。</p> <p style="color: red;">尚、各委員はPTA会員でなくとも選出可能とする。</p>	<p>第15条 各学年委員会は、学年委員長と学年の委員が協議のうえ招集し、学校教育に関する理解を深めるとともに各学級、各学年の運営に協力し、学級学年及び他学年間の諸問題を処理する。学級の委員は、保健体育、広報、教養文化及び学級長にそれぞれ所属する</p>	（追加）
<p>第16条（1）～（2）①～④ （略）</p> <p>⑤教養文化委員会は、会員の文化、教養を高め、児童の文化活動を推進する。</p> <p style="color: red;">尚、①から⑤の各委員はPTA会員でなくとも選出可能とする。</p>	<p>第16条（1）～（2）①～④ （略）</p> <p>⑤教養文化委員会は、会員の文化、教養を高め、児童の文化活動を推進する。</p>	（略）
		（追加）

## 熊本市立小島小学校 PTA 会則 新旧対照表

新（新会則）	旧（現行会則）	備考欄
<p>第17条 地区委員は、地区毎に互選された2～3名の委員及び地区担当教職員によって構成し、選考委員を兼ねる。（但し、諸事情により、人数の変更がある場合は、執行部に一任する。）また、学校、PTAからの連絡事項を、<b>保護者</b>に連絡しとりまとめる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 会 計</b></p> <p>第20条 （略）</p> <p>第21条 本会の会費は、一世帯あたり450円（月額）とする。 <b>1年分を一括で決められた期限に徴収する。</b></p>	<p>第17条 地区委員は、地区毎に互選された2～3名の委員及び地区担当教職員によって構成し、選考委員を兼ねる。（但し、諸事情により、人数の変更がある場合は、執行部に一任する。）また、学校、PTAからの連絡事項を、会員に連絡しとりまとめる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 会 計</b></p> <p>第20条 （略）</p> <p>第21条 本会の会費は、一世帯あたり450円（月額）とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章 付 則</b></p> <p>第1条 本会則は、昭和56年4月1日より発効、実施する。 第2条 本会則の改正の発効は、平成7年5月6日から実施する。 第3条 本会則の改正の発効は、平成19年4月27日から実施する。 第4条 本会則の改正の発効は、平成22年4月30日から実施する。 第5条 本会則の改正の発効は、平成24年3月2日から実施する。 第6条 本会則の改正の発効は、平成26年4月25日から実施する。 第7条 本会則の改正の発効は、平成29年4月29日から実施する。 改正内容：松尾3校統合により5章-第6条、副会長、総務、庶務人数変更 第8条 本会則の改正の発行は、平成30年4月27日から実施する。 改正内容：会計人数変更、庶務人数修正、役職廃止（総務） 第9条 本会則の改正の発行は、令和2年6月25日から実施する。 改正内容：役職名称変更（庶務）、役員選出方法変更、定足数変更 第10条 本会則の改正の発行は、令和3年4月26日から実施する。 改正内容：庶務・書記、会計の任期、2か年へ変更 第11条 本会則の改正の発行は、令和4年4月21日から実施する。 改正内容：会則第1章、第2章、第4章の文言の変更</p>	<p style="text-align: center;">（変更）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

熊本市立小島小学校 PTA 会則 新旧対照表

新（新会則）	旧（現行会則）	備考欄
<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会則は、昭和56年4月1日より発効、実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、平成7年5月6日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、平成19年4月27日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、平成22年4月30日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、平成24年3月2日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、平成26年4月25日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、平成29年4月29日から実施する。</li> </ul> <p>改正内容：松尾3校統合により5章-第6条、副会長、総務、庶務人数変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会則の改正の発効は、平成30年4月27日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、令和2年6月25日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、令和3年4月26日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、令和4年4月21日から実施する。</li> <li>・ 本会則の改正の発効は、令和5年4月21日から実施する。</li> <li>・ <b>本会則の改正の発効は 令和7年4月24日から実施する。</b></li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>選考委員会規則</b></p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 委員会は、候補者について選考し、委員の互選によって選出した交渉委員（<b>教職員を含む</b>）が、候補者の承諾を得て総会に報告する。選考にあたり必要と認めるときは、選考委員会は現役員に協力を求めることができる。</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>第12条 本会則の改正の発行は、令和5年4月21日から実施する。 改正内容：会則第2章第2条文言追加・第3条（6）の文言変更。 第4章第5条の文言変更と（1）（2）の新設。 第5章第6条の文言変更。第6章第8条の文言変更。 第7章第19条の文言追加。第8章21条の文言変更 第9章第12条の追加。慶弔規定1・2・3の条件追加</p> <p style="text-align: center;"><b>選考委員会規則</b></p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 委員会は、候補者について選考し、委員の互選によって選出した交渉委員が、候補者の承諾を得て総会に報告する。選考にあたり必要と認めるときは、選考委員会は現役員に協力を求めることができる。</p> <p>第5条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（追加）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>





令和 7 年 4 月 24 日

保護者各位

熊本市立小島小学校  
PTA 代表 上村 寛志  
教養文化委員代表

## 家庭教育学級紹介

皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また平素より PTA 活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度も家庭教育学級を開設し、保護者の方々や子どもたちが楽しく交流できるような講座を企画します。

講座の例として、陶芸教室、トランポリン教室、親子クリスマスリース作り、おもしろ理科教室、防災学習ペットボトルピザ作りなどです。

家庭教育学級は、保護者の家庭教育に関する学習の機会であるとともに、保護者同士の交流や仲間づくりの場であり、親子の絆を深める機会でもあります。

運営委員会(学級毎、地区毎の役員決め)開催後に、教養文化委員が年間計画をし、様々な講座を実施していきます。興味のあるご家庭は、後日学校から配布される「家庭教育学級生募集の案内」のプリントから参加できるので、ぜひご参加ください。参加されるご家庭は1年間家庭教育学級生となり、講座への参加が可能です。

また、教養では月1回の読書活動推進のために、読み聞かせ活動(各学年の教室で本読み)を予定しております。こちらも、参加プリントを後日お配りしますので、ボランティアのご協力をお願いします。





# PTAに加入しよう

PTA活動への関わり方は人それぞれです。

「PTA活動=役員になること」ではありません。それぞれのご家庭のご都合に合わせて、例えば「運動会のテント設営や駐車場整理なら手伝える」「廃品回収なら参加できる」といった参加の仕方でも大歓迎です。そうした会員の皆様の少しずつのお力添えが積み重なって、子どもたちのより良い学校生活を支える大きな力になると考えています。まずはPTAへの入会を前向きにご検討いただき、可能な範囲でPTA活動にご参加いただければ幸いです。

小島小学校PTA代表 上村 寛志



## PTAが なくなったら

PTAの会費内容 & 活動もこれで分かる！

### 学校行事が困難になる

(例)保護者の手伝いがないと運動会など行事の運営が厳しい

### 図書の本が更新されない

(例)毎年PTAから補助している

### 地域と子供達との交流の機会が減る

(例)本の読み聞かせ、おしま祭、廃品回収など

### 新入生の黄色い帽子の寄贈、卒業生へのコサージュや記念品、自転車用のヘルメット購入補助がなくなる

### 通学路の安全確保が厳しい

(例)旗振りや安全パトロールをする人がいなくなる

### AEDがなくなる(熊本県PTA教育振興財団から貸与)

### ★先生・保護者・地域のつながりが薄れてしまいます

